

円借款の戦略的活用のための改善策について

平成 25 年 4 月 15 日
外務省国際協力局
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局

日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に我が国と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、無償資金協力や技術協力とも有機的に連携しつつ、円借款を戦略的に展開していく。そのために、開発途上国と本邦企業の双方にとってより魅力的な円借款となるよう、円借款の実施機関である国際協力機構の体制強化を図りつつ、以下の制度改善等を行う。

なお、新しい制度等については、一部を除き、平成 25 年 4 月 1 日以降に事前通報が行われた案件を対象として適用する。

1 重点分野における譲許性の引上げ

日本の優れた技術やノウハウを提供できる重点分野における円借款の積極的活用の促進のため、優先条件の対象となる重点分野の見直し及び重点分野における譲許性の引上げを行う。具体的には、これまで「地球環境・公害対策」、「人材育成支援」、「中小企業」及び「平和の構築支援」には、譲許性の特に高い供与条件（優先条件）を適用してきたが、適用対象分野について、「環境」及び「人材育成」のみに整理・統廃合するとともに、新たに「防災」、「保健・医療」を追加し、計 4 分野とする。なお、気候変動対策に資する案件は、優先条件を適用（「環境」）することとし、気候変動対策金利は廃止する。その上で、優先条件の適用金利を現行の 0.55%～1.20%から 0.01%～0.6%とし、譲許性を高めることを通じて借入国のインセンティブを高める。

なお、円借款の供与条件の見直し頻度は、これまでの年 1 回（4 月）から年 2 回（4 月、10 月）に変更し、財投金利の変動幅に応じて追従させることとする。

2 本邦技術の更なる活用に資する制度改善

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、平成 14 年 7 月に導入された本邦技術活用条件（STEP: Special Terms for Economic Partnership）について、今日の本邦企業のグローバル化した活動実態や我が国の優れた分野・技術の拡大等を受けて、本邦企業及び借入国の双方にとってより魅力的な制度となるよう、以下のとおり制度改善を行う。

- (1) 主契約者条件については、従来よりもその範囲を広げる。具体的には、現状では本邦企業に加え、本邦企業がリーディング・パートナーとなっている借入国企業との共同企業体（JV）までが認められているが、海外に存する本邦企業の子会社についても新たに適格とする。
- (2) 本邦調達比率の計算ルールについても、本邦企業等がより柔軟に本制度を活用できるよう改善する。具体的には、従来のルールに加え、先進国に存する本邦企業の子会社から調達した資機材も本邦調達比率に算入可能とする。また、「役務」

が本邦調達比率に算入可能な案件については、海外に存する本邦企業の子会社により提供される役務も本邦調達比率に算入可能とする。

- (3) STEP 適用分野については、従来から例示されている 10 分野に加えて、医療機器、防災システム・防災機器の 2 分野を新たに加える。なお、例示しない分野についても、我が国の優れた技術が必要かつ実質的に活かされるものと認められる案件については、従来通りケース・バイ・ケースで積極的な検討を行う。
- (4) より適切な案件形成及び迅速な案件実施、並びに本邦企業の参加を促進するため、STEP 適用候補案件に関する本邦企業からの意見聴取をより早期の段階から行うとともに、本邦企業及び借入国・実施機関に対する情報提供を拡充していく。
- (5) 更に、STEP の金利を一律 0.1%に引き下げる。

なお、本制度改善による効果が高まるよう、コンサルタントや専門家を含む人材育成についても強化する。

3 中進国、中進国を超える所得水準の開発途上国支援への一層の活用

中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国に対して、我が国の知見や技術が最大限活用できる分野を中心に円借款を一層活用していく。

- (1) 中進国については、現在の適用分野（環境、人材育成、格差是正、防災・災害対策の 4 分野）に「広域インフラ」及び「農業」を加える。また、この他我が国の知見や技術が最大限活用できるなど、日本として戦略的意義が認められる場合には円借款の供与を行う。
- (2) 中進国を超える所得水準の開発途上国については、世界銀行による支援を卒業する（通常 5 年程度）までの国を対象に、日本として戦略的意義が認められる場合に、円借款の供与を行う。

4 災害復旧スタンドバイ借款の創設

開発途上国における災害発生後の復旧段階で発生する資金需要に対し迅速な支援を行うべく、災害発生時に借入国からの要請をもって速やかに融資を実行できるよう、災害発生に備えて融資枠を合意する「災害復旧スタンドバイ借款」を創設する。本借款によって、災害分野での日本の知見や技術の活用が期待され、また災害発生後のインフラ復旧が早期に行われるような資金供給がなされることにより開発途上国に進出している本邦企業に裨益することが想定される。

5 ノンプロジェクト型借款の一層の活用

ノンプロジェクト型借款は、相手国の政策立案に貢献することを通じ、日本企業の投資環境整備・改善等にも資するものであることから、技術協力等との連携を重視しつつ、より一層戦略的に活用していく。

6 その他

(1) 変動金利制の導入

中進国を超える所得水準の開発途上国、中進国および中低所得国において変動金利を導入することで、借入人にとっての円借款の魅力を高める。

(2) コミットメント・チャージの廃止と事業迅速化インセンティブの付与

平成 19 年 3 月に制度導入以来、借款契約発効後の未貸付残高に対して年 0.1% のコミットメント・チャージを借入国に対して課してきたが、円借款の魅力向上の観点からコミットメント・チャージを廃止し、円借款供与時に供与金額の 0.2% をフロント・エンド・フィーとして徴収することとする。また、あらかじめ合意

した目標期日前に貸付完了を達成した場合、フロント・エンド・フィーのうち0.1%を遡及的に免除する制度を導入することにより、借入国に対して円借款事業迅速化へのインセンティブを付与する。

(3)後発開発途上国向け円借款

後発開発途上国に対する我が国経済界の関心が近年高まり、経済・社会インフラの整備等における円借款活用のニーズが強まる中で、今後とも、後発開発途上国においてより良い援助事業を行えるよう制度運用面における改善を行うこととする。

(4)サブ・ソブリン向け円借款

開発途上国では多様な開発ニーズがある一方で、政府及び政府機関のみならず、地方公共団体が地域の経済および社会の開発に資する事業を行っている場合もある。今後、サブ・ソブリン向けの直接融資についても、JICAの体制強化も行いつつ検討していく。

以上のほか、引き続き、円借款の戦略的活用のための制度の改善や運用の見直しについては順次検討を進めていくこととする。

(了)

連絡先：外務省国際協力局 開発協力総括課 TEL 03-5501-8373（直通）
--